



2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O (最 高 執 行 責 任 者) 新 里 雅 則
(コード番号 : 4320 東証スタンダード、札幌)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
(T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

(変更)「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する

賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」の一部変更について

当社が 2026 年 8 月 5 日付で公表いたしました「SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」につきまして、①SK-03 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2026 年 8 月 31 日付で、日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）との間で、NEC が所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全てを公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募しないこと及び本公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している当社の臨時株主総会において、当社株式の株式併合に関連する議案に賛成すること等を内容とする他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書を締結したことにより、買付予定数を変更し、かつ、NEC が所有する当社株式に係る議決権の個数に相当する株式数分だけ買付予定数の下限を引き下げることと決定したこと（変更前の買付予定数：10,486,037 株（所有割合：62.88%）、変更後の買付予定数：9,286,037 株（所有割合：55.69%）、引下げ前の買付予定数の下限：4,968,300 株（所有割合：29.79%）、引下げ後の買付予定数の下限：3,768,300 株（所有割合：22.60%））、並びに、②2026 年 8 月 31 日付で、株式会社 EM システムズ及び日本事務器株式会社との間でそれぞれ所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約書を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年 8 月 6 日（木曜日）から 2026 年 9 月 17 日（木曜日）まで (30 営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 1,650 円
買付予定数の下限	<u>4,968,300</u> (株) (注 1)

買付予定数の上限	－（株）
----------	------

（訂正後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年8月6日（木曜日）から2026年9月17日（木曜日）まで （30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,650円
買付予定数の下限	<u>3,768,300</u> （株）（注1）
買付予定数の上限	－（株）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（2）意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

（訂正前）

<前略>

- （iv）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、当社による、①当社の第4位株主であるUH Partners 3 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,500株、②当社の第5位株主であるUH Partners 2 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,400株、③当社の第6位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式（1,079,600株、所有割合：6.47%）の全て、④当社の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している当社株式の全てである40,800株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定のことです。）の全てを合計した1,152,900株（所有割合：6.91%）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥当社の第3位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000株、所有割合：7.20%、以下「NEC」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「NEC所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数 1,079,600 株。本信託契約解除が行われた場合には 1,120,400 株）、株式会社 UH Partners 2（以下「(株) UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数 11,400 株）、株式会社 UH Partners 3（以下「(株) UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数 11,500 株）及び株式会社エスアイエル（以下「(株) エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数 9,600 株）となる予定とのことです。また、NECについては、以下に記載のとおり、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日として伝達した 2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、2026 年 8 月 5 日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているとのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i) 本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の 10 営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルのそれぞれが所有する当社株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2 及び（株）UH Partners 3 に対して、(ii) 本自己株式取得応募合意株式を HTIO に対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しているとのことです（注 8）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは当社株式 9,600 株（所有割合：0.06%）を、（株）UH Partners 2 は当社株式 11,400 株（所有割合：0.07%）を、（株）UH Partners 3 は当社株式 11,500 株（所有割合：0.07%）を、HTIO は当社株式 3,204,500 株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定とのことです。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、当社の株主を公開買付者及び HTIO のみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものであるとのことです。なお、本非公開化協力契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「② 本非公開化協力契約」をご参照ください。

（注 8）本現物分配はいずれも、本現物分配の実施する日以前 1 年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、令第 9 条）に該当するものの間で実施されることから、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 1 項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けているとのことです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の非公開化を企図しているため、買付予定数の下限を 4,968,300 株（所有割合：29.79%） に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の

上限を設定していないことから、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300株）以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにおける買付予定数の下限（4,968,300株、所有割合：29.79%）は、本基準株式数（16,675,537株）に係る議決権の個数（166,755個）に、3分の2を乗じた数（111,170個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（当社取締役）（304,400株）に係る議決権の個数（3,044個）、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）（44,500株）に係る議決権の個数（445個）、本譲渡株式（1,450,800株）に係る議決権の個数（14,508個）、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。1,112,100株）に係る議決権の個数（11,121個）、本自己株式取得応募合意株式（3,204,500株）に係る議決権の個数（32,045個）及び本現物分配対象外株式（32,400株）に係る議決権の個数（324個）を控除した数（49,683個）に、当社の単元株式数である100を乗じた株式数（4,968,300株）に設定をしているとのことです。なお、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除き、本基準日時点での本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が議決権を行使する予定とのことです。また、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが2026年8月5日現在所有している当社株式のうち、本現物分配対象外株式に関しても、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定とのことです。

本取引において、公開買付者が当社株式を非公開化することを目的としているところ、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、買付予定数の下限を、公開買付者、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）（ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。）及び本自己株式取得応募合意株主が所有する議決権の数、本現物分配対象外株式に係る議決権の数、並びに本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）に係る議決権の数の合計で当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。なお、本現物分配対象外株式に関しては、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定であるため、買付予定数の下限を設定するにあたり控除しているとのことです。本譲渡株式（1,450,800株）に係る議決権の個数（14,508個）については、本基準日前に公開買付者が取得する見込みであることから、本臨時株主総会において、公開買付者により本株式併合に対して賛成の議決権行使がなされる予定とのことです。本譲渡制限付株式（当社取締役）に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026年8月5日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、当社の取締役10名のうち、杉本氏及び浅見英徳氏（以下「浅見氏」といいます。）を除く8名が審議及び決

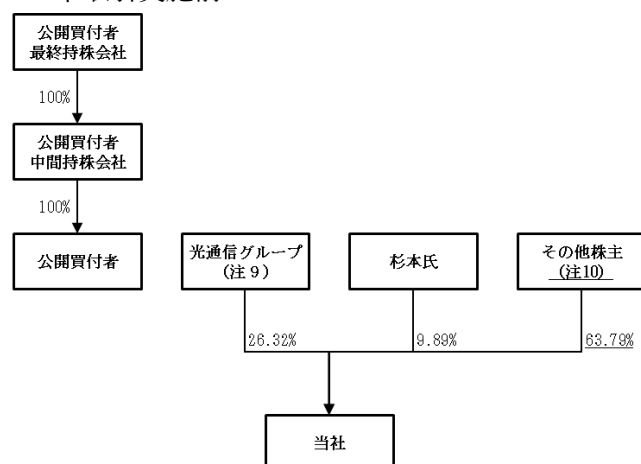
議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること（なお、杉本氏は、公開買付者との間で本譲渡契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用人であるため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。）、杉本氏は本譲渡契約において、本譲渡制限付株式（杉本氏）について、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意していること、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続しているNECの使用人であることから、本譲渡制限付株式（当社取締役）を所有する当社取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。また、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の所有者は、当社の子会社の役員であり、当社の意思決定に反する行動はとりがたいことから、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の数を控除しているとのことです。

<中略>

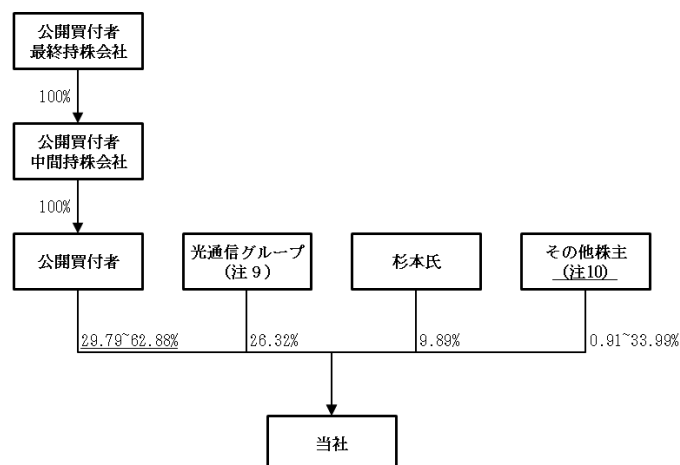
<本公開買付け及びその後に想定されている各手続のストラクチャー概念図>

現在想定されている、本公開買付け及びその後に想定されている各手続の概要は以下のとおりとのことです。

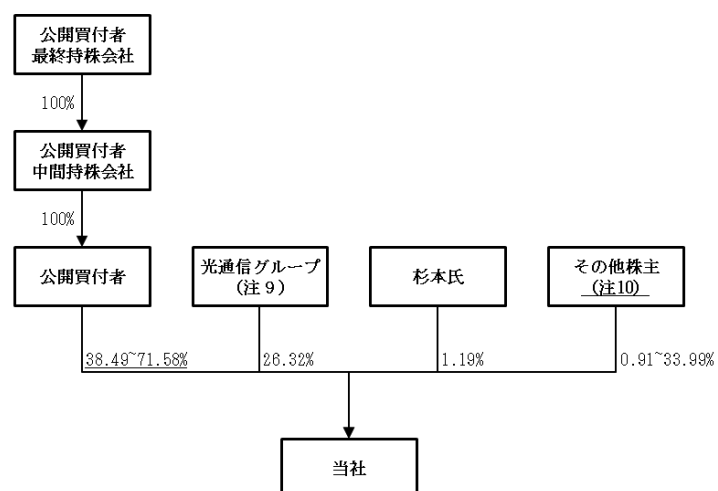
I 本取引実施前



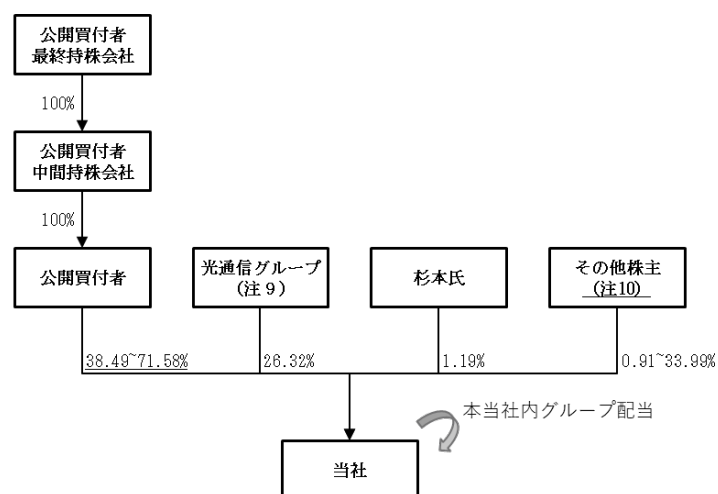
II 本公開買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



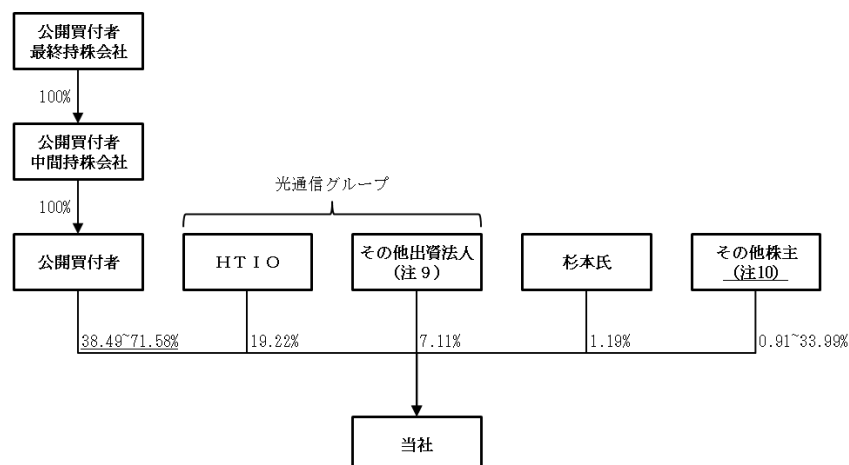
III 本並行買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



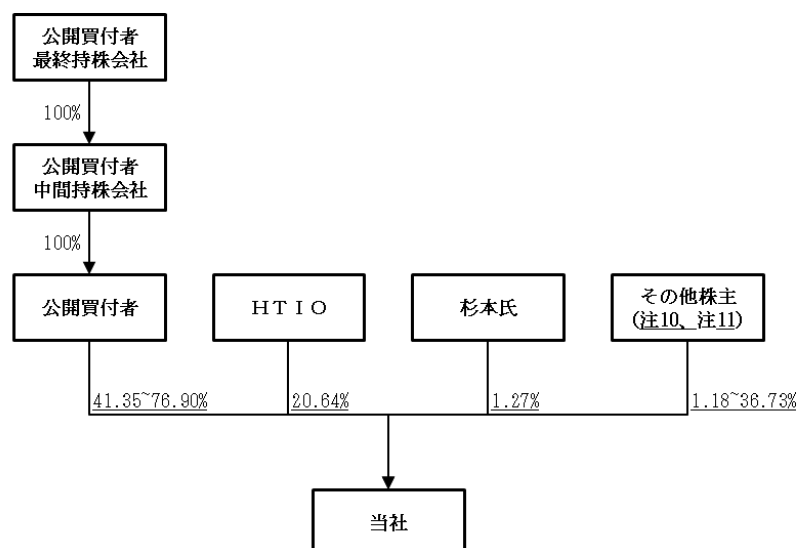
IV 本当社グループ内配当の実施（2026 年 9 月末まで）



V 本現物分配の実施（2026 年 11 月下旬頃）



VI 本自社株公開買付けの成立後（2027 年 1 月中旬頃）（注 11）（注 12）



VII 本株式併合の実施後（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

VIII 本第三者割当増資及び本減資等の実施（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

IX 本自己株式取得の実施（2027 年 1 月中旬以降）

<省略>

X 本取引実施後

<省略>

（注 10）NECについては、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日として伝達した 2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、

2026年8月5日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しているため、NEC所有株式についてはその他株主に含めているとのことです。

(注 11) <省略>

(注 12) 本自社株公開買付け応募合意株式（光通信グループ）の全てが本自社株公開買付けにより取得される前提としているとのことです。

<中略>

本自社株公開買付けは、買付価格（以下「本自社株公開買付価格」といいます。）を1,501円、本臨時株主総会（2026年11月中旬）後である2026年11月中旬から2026年12月中旬までの20営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,495,300株、所有割合：14.96%）（注 13）を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

(注 13) 本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主の皆様にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で可能な限り当社株式の売却の機会を提供するため、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限を本非公開化協力契約において本自社株公開買付けに応募することが合意されている本自社株公開買付け応募合意株式（光通信グループ）1,152,900株（所有割合：6.91%）当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているNECが所有する当社株式1,200,000株（所有割合：7.20%）の合計を142,400株上回る2,495,300株（所有割合：14.96%、買付予定総額3,745,445,300円）と設定することを予定しております。

本自社株公開買付価格については、本公開買付価格に比べて149円低い価格（注 14）とすることを予定しております。また、本公開買付けに応募するか本自社株公開買付けに応募するかによって税務上の取扱いが異なりますが、当社の法人株主においては本自社株公開買付けに応募することによって本公開買付けとは税務上の取扱いが異なり得ると理解しております。

(注 14) <省略>

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (iv) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、当社による、①当社の第4位株主であるUH Partners 3 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,500株、②当社の第5位株主であるUH Partners 2 投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である11,400株、③当社の第6位株主である光通信株

式会社（以下「光通信」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式（1,079,600株、所有割合：6.47％）の全て、④当社の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81％、以下「エスアイエル」といいます。）が2026年8月5日現在所有する当社株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している当社株式の全てである40,800株（所有割合：0.24％、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定とのことです。）の全てを合計した1,152,900株（所有割合：6.91％）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥当社の第3位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000株、所有割合：7.20％、以下「NEC」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「NEC所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株）、株式会社UH Partners 2（以下「(株)UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数11,400株）、株式会社UH Partners 3（以下「(株)UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数11,500株）及び株式会社エスアイエル（以下「(株)エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数9,600株）となる予定とのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i) 本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する当社株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2及び（株）UH Partners 3に対して、(ii) 本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しているとのことです（注8）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは当社株式9,600株（所有割合：0.06％）を、（株）UH Partners 2は当社株式11,400株（所有割合：0.07％）を、（株）UH Partners 3は当社株式11,500株（所有割合：0.07％）を、HTIOは当社株式3,204,500株（所有割合：19.22％）をそれぞれ所有することとなる予定とのことです。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、当社の株主を公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものであるとのことです。なお、

本非公開化協力契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本非公開化協力契約」をご参照ください。

(注8) 本現物分配はいずれも、本現物分配を実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号、令第9条)に該当するものの間で実施されることから、法第27条の2第1項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第3位株主であるNEC(所有株式数:1,200,000株、所有割合:7.20%)との間で、2026年8月31日付で他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書(以下「本不応募契約(NEC)」といいます。))を締結し、NEC所有株式(所有株式数1,200,000株、所有割合:7.20%)について、(i)本公開買付けに応募しないこと、(ii)本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、(iii)本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本不応募契約(NEC)の詳細につきましては、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「④ 本不応募契約(NEC)」をご参照ください。

また、公開買付者は、当社の第9位株主である株式会社EMシステムズ(以下「EMシステムズ」といいます。)(所有株式数:700,000株、所有割合:4.20%)との間で、2026年8月31日付で応募契約(以下「本応募契約(EMシステムズ)」といいます。))を締結し、EMシステムズが2026年8月31日現在所有する当社株式の全て(所有株式数:700,000株、所有割合:4.20%)について、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本応募契約(EMシステムズ)の詳細につきましては、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「⑤ 本応募契約(EMシステムズ)」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、当社の株主である日本事務器株式会社(以下「日本事務器」といいます。)(所有株式数:283,200株、所有割合:1.70%)との間で、2026年8月31日付で応募契約(以下「本応募契約(日本事務器)」といいます。))を締結し、日本事務器が2026年8月31日現在所有する当社株式の全て(所有株式数:283,200株、所有割合:1.70%)について、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本応募契約(日本事務器)の詳細につきましては、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「⑥ 本応募契約(日本事務器)」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の非公開化を企図しているため、買付予定数の下限を3,768,300株(所有割合:22.60%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないことから、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,768,300株)以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにおける買付予定数の下限(3,768,300株、所有割合:22.60%)は、本基準株式数

(16,675,537 株)に係る議決権の個数(166,755 個)に、3 分の 2 を乗じた数(111,170 個、小数点以下を切上げ。)から、本譲渡制限付株式(当社取締役)(304,400 株)に係る議決権の個数(3,044 個)、本譲渡制限付株式(当社子会社取締役)(44,500 株)に係る議決権の個数(445 個)、本譲渡株式(1,450,800 株)に係る議決権の個数(14,508 個)、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)(ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。1,112,100 株)に係る議決権の個数(11,121 個)、NEC 所有株式(1,200,000 株)に係る議決権の個数(12,000 個)、本自己株式取得応募合意株式(3,204,500 株)に係る議決権の個数(32,045 個)及び本現物分配対象外株式(32,400 株)に係る議決権の個数(324 個)を控除した数(37,683 個)に、当社の単元株式数である 100 を乗じた株式数(3,768,300 株)に設定をしているとのことです。なお、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除き、本基準日時点での本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)が議決権を行使する予定とのことです。また、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが 2026 年 8 月 5 日現在所有している当社株式のうち、本現物分配対象外株式に関しても、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定とのことです。さらに、NEC 所有株式については、本自社株公開買付けに応募予定であるものの、本自社株公開買付けの決済の開始日が本基準日後となるため、本臨時株主総会においては、NEC が議決権を行使する予定とのことです。

本取引において、公開買付者が当社株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、買付予定数の下限を、公開買付者、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)(ただし、本非公開化協力契約において本株式併合に関連する議案に賛成することについて合意をしていない信託譲渡対象株式については除くとのことです。)、NEC 及び本自己株式取得応募合意株主が所有する議決権の数、本現物分配対象外株式に係る議決権の数、並びに本譲渡制限付株式(当社取締役)及び本譲渡制限付株式(当社子会社取締役)に係る議決権の数の合計で当該要件を満たすことができるように設定したとのことです。なお、本現物分配対象外株式に関しては、本非公開化協力契約上、少なくとも本基準日までの間は、UH Partners 3、UH Partners 2 又はエスアイエルが所有していることが予定されており、UH Partners 3、UH Partners 2 及びエスアイエルが当該当社株式に係る議決権をそれぞれ行使する予定であるため、買付予定数の下限を設定するにあたり控除しているとのことです。本譲渡株式(1,450,800 株)に係る議決権の個数(14,508 個)については、本基準日前に公開買付者が取得する見込みであることから、本臨時株主総会において、公開買付者により本株式併合に対して賛成の議決権行使がなされる予定とのことです。本譲渡制限付株式(当社取締役)に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026 年 8 月 5 日開催の当社取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、当社の取締役 10 名のうち、杉本氏及び浅見英徳氏(以下「浅見氏」といいます。)を除く 8 名

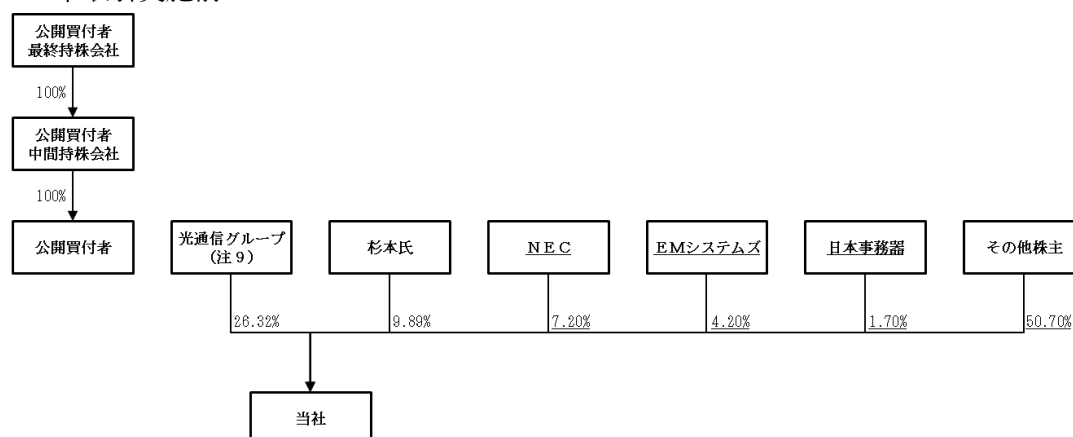
が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること（なお、杉本氏は、公開買付者との間で本譲渡契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、浅見氏は当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用人であるため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。）、杉本氏は本譲渡契約において、本譲渡制限付株式（杉本氏）について、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意していること、浅見氏は公開買付者との間で本不応募契約（NEC）を締結しているNECの使用人であることから、本譲渡制限付株式（当社取締役）を所有する当社取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。また、本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の所有者は、当社の子会社の役員であり、当社の意思決定に反する行動はとりがたいことから、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成する見込みであると考えているとのことです。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式（当社取締役）及び本譲渡制限付株式（当社子会社取締役）の数を控除しているとのことです。

<中略>

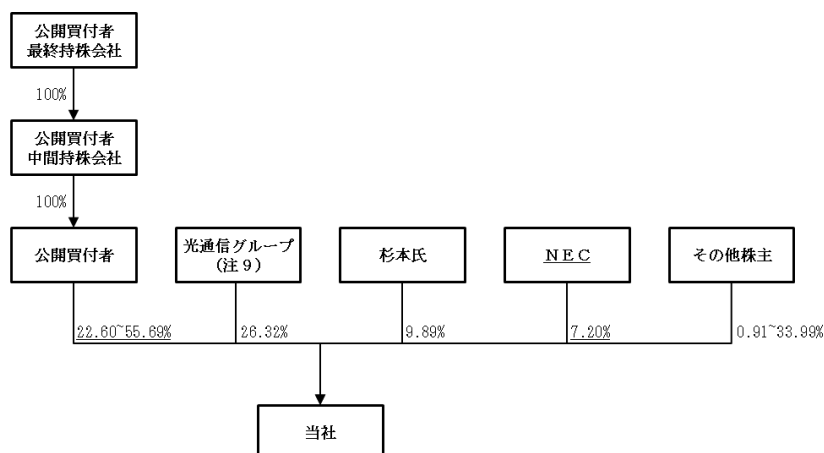
<本公開買付け及びその後に想定されている各手続のストラクチャー概念図>

現在想定されている、本公開買付け及びその後に想定されている各手続の概要は以下のとおりとのことです。

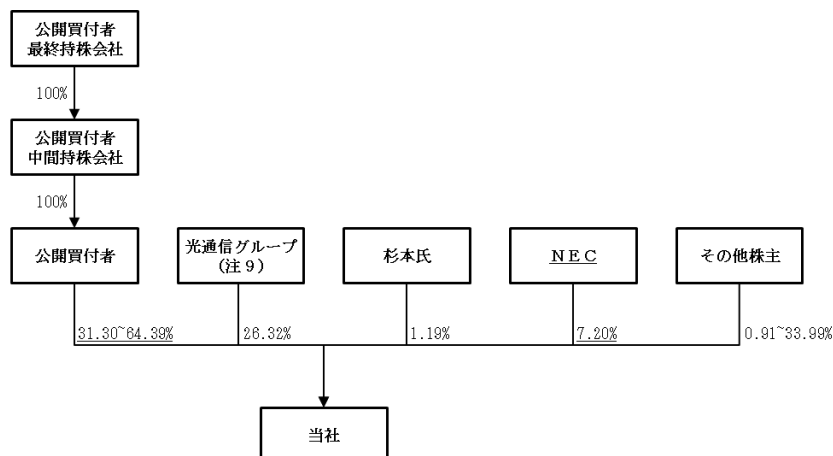
I 本取引実施前



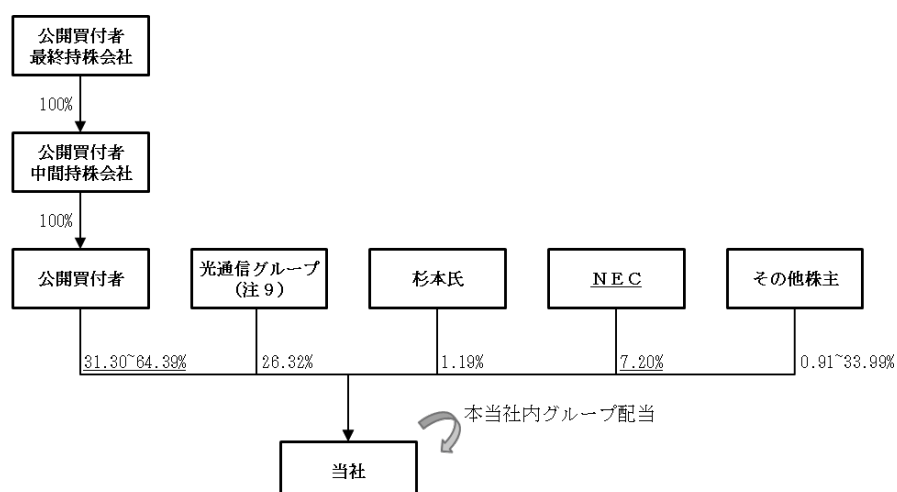
II 本公開買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



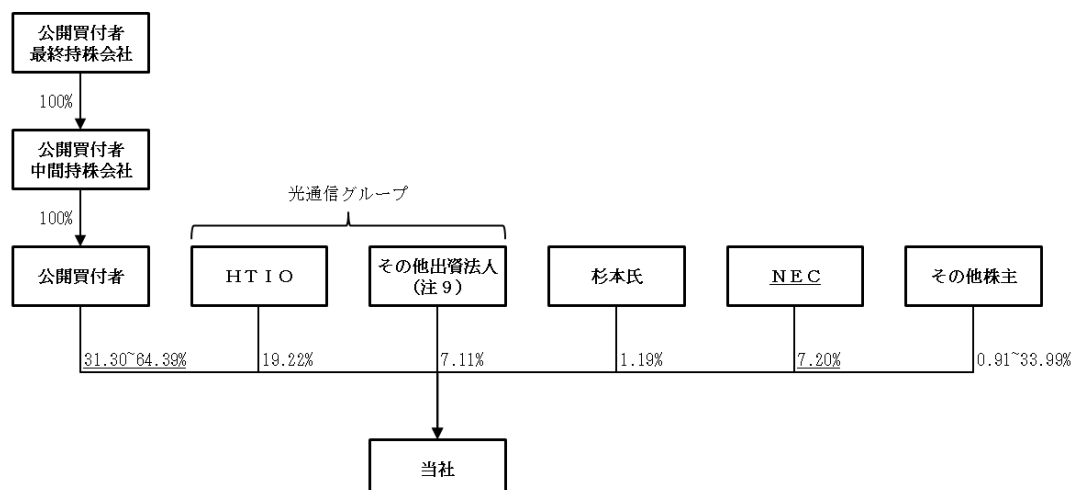
III 本並行買付けの成立後（2026 年 9 月下旬）



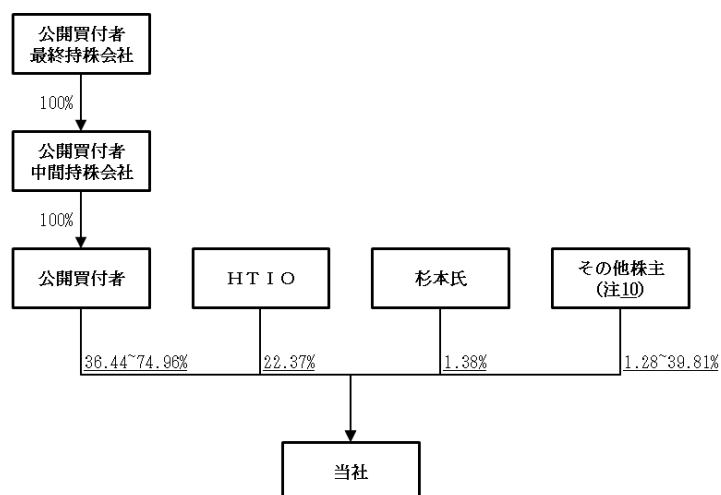
IV 本当社グループ内配当の実施（2026 年 9 月末まで）



V 本現物分配の実施（2026 年 11 月下旬頃）



VI 本自社株公開買付けの成立後（2027 年 1 月中旬頃）（注 10）（注 11）



VII 本株式併合の実施後（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

VIII 本第三者割当増資及び本減資等の実施（2027 年 1 月中旬頃）

<省略>

IX 本自己株式取得の実施（2027 年 1 月中旬以降）

<省略>

X 本取引実施後

<省略>

（注 10）<省略>

（注 11）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及びNEC所有株式の全てが本自社株公開買付けにより取得される前提としているとのことです。

<中略>

本自社株公開買付けは、買付価格（以下「本自社株公開買付価格」といいます。）を 1,501 円、本臨時株主総会（2026 年 11 月中旬）後である 2026 年 11 月中旬から 2026 年 12 月中旬までの 20 営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,495,300 株、所有割合：14.96%）（注 12）を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

（注 12）本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主の皆様にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で可能な限り当社株式の売却の機会を提供するため、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限を本非公開化協力契約において本自社株公開買付けに応募することが合意されている本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）1,152,900 株（所有割合：6.91%）及び N E C 所有株式 1,200,000 株（所有割合：7.20%）の合計を 142,400 株上回る 2,495,300 株（所有割合：14.96%、買付予定総額 3,745,445,300 円）と設定することを予定しております。

本自社株公開買付価格については、本公開買付価格に比べて 149 円低い価格（注 13）とすることを予定しております。また、本公開買付けに応募するか本自社株公開買付けに応募するかによって税務上の取扱いが異なりますが、当社の法人株主においては本自社株公開買付けに応募することによって本公開買付けとは税務上の取扱いが異なり得ると理解しております。

（注 13）<省略>

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
（訂正前）

<前略>

また、日本企業成長投資は、2026 年 7 月 14 日、N E C と面談し、N E C が所有する当社株式の全てについて、本自社株公開買付けによって 1 株当たり 1,337 円で取得することについて打診したとのことです。なお、N E C に対して自己株式取得による取得ではなく自社株公開買付けによる取得を打診した理由は、N E C が所有する当社株式の数を踏まえると、本株式併合後に株主として存続させることが困難である可能性があったためとのことです。その後、N E C から価格の引き上げの検討を要請され協議を継続する中で、2026 年 7 月 29 日に、日本企業成長投資は、N E C に対し、本公開買付価格を 1,640 円、N E C の所有する当社株式の全てを取得することを目的とした自社株公開買付けの買付価格を 1,501 円とすることを含む本取引に関する再提案を行ったとのことです。その結果、2026 年 8 月 4 日、N E C より、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日である 2026 年 8 月 5 日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領したとのことです。その後も 2026 年 8 月 5 日に至るまで、（i）本公開買付けに応募しないこと、（ii）本公開買付けの成立後の 2026 年 11 月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に

関連する議案に賛成すること、(iii) 本自社株公開買付けに応募することを含む不応募契約の締結に向けて、協議を継続しているとのことです。なお、公開買付者による当社に対する支援を可能な限り早く開始することが当社の企業価値の最大化に資すると考えたため、NECとの契約締結を待たず本公開買付けを公表することとしたとのことです。

<中略>

以上の検討、協議を踏まえ、公開買付者は、本取引を実施することを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

また、日本企業成長投資は、2026年7月14日、NECと面談し、NECが所有する当社株式の全てについて、本自社株公開買付けによって1株当たり1,337円で取得することについて打診したとのことです。なお、NECに対して自己株式取得による取得ではなく自社株公開買付けによる取得を打診した理由は、NECが所有する当社株式の数を踏まえると、本株式併合後に株主として存続させることが困難である可能性があったためとのことです。その後、NECから価格の引き上げの検討を要請され協議を継続する中で、2026年7月29日に、日本企業成長投資は、NECに対し、本公開買付価格を1,640円、NECの所有する当社株式の全てを取得することを目的とした自社株公開買付けの買付価格を1,501円とすることを含む本取引に関する再提案を行ったとのことです。その結果、2026年8月4日、NECより、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日である2026年8月5日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領したとのことです。公開買付者による当社に対する支援を可能な限り早く開始することが当社の企業価値の最大化に資すると考えたため、NECとの契約締結を待たず 2026年8月5日に本公開買付けを公表することとしたとのことですが、その後も協議を継続し、2026年8月31日、NEC所有株式について、(i) 本公開買付けに応募しないこと、(ii) 本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、(iii) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募することを含む本不応募契約（NEC）の内容について合意したとのことです。

<中略>

以上の検討、協議を踏まえ、公開買付者は、本取引を実施することを決定したとのことです。

加えて、日本企業成長投資は、2026年7月30日、EMシステムズと面談し、EMシステムズが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへ応募することについて打診したとのことです。その後、2026年8月31日、EMシステムズが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを含む本応募契約（EMシステムズ）の内容について合意したとのことです。

それに加え、日本企業成長投資は、2026年8月7日、日本事務器と面談し、日本事務器が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けへ応募することについて打診したとのことです。その後、2026年8月31日、日本事務器が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募することを含む本応募契約（日本事務器）の内容について合意したとのことです。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

<前略>

- ・当社取締役 10 名のうち、杉本氏は、本公開買付けに際し、公開買付者との間で本譲渡契約を締結する予定であること、また、浅見氏は、本自社株公開買付けへの応募について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第 3 位株主である N E C の使用人であることから、利益相反のおそれを回避する観点により、当該 2 名については 2026 年 8 月 5 日開催予定の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案に関する審議及び決議には参加しないことが予定されている。また、当該 2 名は、当社の立場において候補者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことであり、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、公開買付者らからの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社によれば、新里雅則氏は、N E C 出身者であるものの、N E C を 2007 年 10 月に退職してから 18 年以上経過しており、かつ、その後は N E C との間で利害関係を有していないこと、田口常仁氏は、N E C 出身者であるものの、N E C を 2009 年 7 月に退職してから 16 年以上経過しており、かつ、その後は N E C との間で利害関係を有していないことから、両氏については、いずれも利益相反のおそれはないと判断しているとのことであるが、当該判断に不合理な点は見受けられない。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- ・当社取締役 10 名のうち、杉本氏は、本公開買付けに際し、公開買付者との間で本譲渡契約を締結する予定であること、また、浅見氏は、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第 3 位株主である N E C の使用人であることから、利益相反のおそれを回避する観点により、当該 2 名については 2026 年 8 月 5 日開催予定の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案に関する審議及び決議には参加しないことが予定されている。また、当該 2 名は、当社の立場において候補者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことであり、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、公開買付者らからの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社によれば、新里雅則氏は、N E C 出身者であるものの、N E C を 2007 年 10 月に退職してから 18 年以上経過しており、かつ、その後は N E C との間で利害関係を有していないこと、田口常仁氏は、N E C 出身者であるものの、N E C を 2009 年 7 月に退職してから 16 年以上経過しており、かつ、その後は N E C との間で利害関係を有していないことから、両氏については、いずれも利益相反のおそれはないと判断しているとのことであるが、当該判断に不合理な点は見受けられない。

<後略>

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

(訂正前)

当社は、AGS FAS から取得した本株式価値算定書、及びシティユーワ法律事務所からの法的助言

を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社グループの企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格を含む本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年8月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、杉本氏は、本公開買付けに際し、公開買付者との間で本譲渡契約を締結していること、また、浅見氏は、本自社株公開買付けへの応募について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用者であることから、利益相反のおそれを回避する観点により、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案については、当社の取締役10名のうち杉本氏及び浅見氏を除く8名の取締役が審議し、その全員の賛成により決議を行っております。また、新里雅則氏は、NEC出身者であるものの、NECを2007年10月に退職してから18年以上経過しており、かつ、その後はNECとの間で利害関係を有していないこと、田口常仁氏は、NEC出身者であるものの、NECを2009年7月に退職してから16年以上経過しており、かつ、その後はNECとの間で利害関係を有していないことから、両氏については、いずれも利益相反のおそれはないと判断しております。

(訂正後)

当社は、AGS FAS から取得した本株式価値算定書、及びシテューワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社グループの企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格を含む本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年8月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、杉本氏は、本公開買付けに際し、公開買付者との間で本譲渡契約を締結していること、また、浅見氏は、当社株式の非公開化の方針について前向きに受け止めて、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、公開買付者との間で協議を継続している当社の第3位株主であるNECの使用者であることから、利益相反のおそれを回避する観点により、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案については、当社の取締役10名のうち杉本氏及び浅見氏を除く8名の取締役が審議し、その全員の賛成により決議を行っております。また、新里雅則氏は、NEC出身者であるものの、NECを2007年10月に退職してから18年以上経過しており、かつ、その後はNECとの間で利害関係を有していないこと、田口常仁氏は、NEC出身者であるものの、NECを2009年7月に退職してから16年以上経過しており、かつ、その後はNECとの間で利害

関係を有していないことから、両氏については、いずれも利益相反のおそれはないと判断しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(訂正前)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付け及び本並行買付けの実施により、当社株式（ただし、当社が所有する自己株式、本譲渡制限付株式、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及び本自己株式取得応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け及び本並行買付けの成立後、以下の方法により本株式併合を行うことを企図しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付け及び本並行買付けの実施により、当社株式（ただし、当社が所有する自己株式、本譲渡制限付株式、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）、N E C所有株式及び本自己株式取得応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け及び本並行買付けの成立後、以下の方法により本株式併合を行うことを企図しているとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

(訂正前)

① 本譲渡契約

<省略>

② 本非公開化協力契約

<省略>

③ 本取引基本契約

<省略>

(訂正後)

① 本譲渡契約

<省略>

② 本非公開化協力契約

<省略>

③ 本取引基本契約

<省略>

④ 本不応募契約（NEC）

公開買付者及びNECは、2026年8月31日付で、本取引に関して、本不応募契約（NEC）を締結し、NEC所有株式（1,200,000株、所有割合：7.20%）について、（i）本公開買付けに応募しないこと、（ii）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、（iii）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本不応募契約（NEC）を除いて、公開買付者とNECとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自社株公開買付価格の支払いを除き、NECに対して本取引に際して付与される利益はないとのことです。

より具体的には、本不応募契約（NEC）において、公開買付者及びNECは、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）NECは、NEC所有株式について、本不応募契約（NEC）の締結日において、本公開買付けに応募していないことを確認し、本不応募契約（NEC）の締結日以降、本公開買付けに応募しないこと。

（イ）NECは、本不応募契約（NEC）の規定に従い本自社株公開買付けが開始された場合、以下の各号の事由が充足されていることを条件として、本自社株公開買付けの開始後速やかに（遅くとも、本自社株公開買付けの公開買付期間満了日から10営業日前まで）、NEC所有株式を、本自社株公開買付けに応募すること（以下、本「④ 本不応募契約（NEC）」において「本応募」といいます。）。また、NECは、本応募を行った場合、本応募を撤回せず、本応募の結果成立したNEC所有株式の買付けに係る契約を解除しないこと。

① 本自社株公開買付価格が当社株式1株につき1,501円以上であること。

② 本自社株公開買付け又はNECによる応募を制限又は禁止する裁判所その他の司法機関、行政機関又は金融商品取引所その他の自主規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可通達、行政指導その他の判断がなされていないこと。

③ 本自社株公開買付けが本不応募契約（NEC）の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと。

④ 当社の取締役会において、本自社株公開買付けに反対する旨の意見表明に係る決議がなされていないこと。

⑤ 公開買付者の表明及び保証が、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

⑥ 公開買付者が本不応募契約（NEC）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務を、重要な点において、全て履行し、かつ遵守していること。

⑦ 公開買付者が当社から、本公開買付け及び本自社株公開買付けの開始日の前日において、当社に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいうとのことです。）で当社が公表（法第166条第4項に定める意味を有するとのことです。）していないものが存在しない旨の確認を得られていること。なお、公開買付者は、当社からかかる確認を得べく合理的な努力を行うものとし、かかる確認が得られた場合には、NECに直ちに通知すること。

（ウ）NECは、NEC所有株式の全部又は一部について、本応募を除き、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付けを含む、本自社株公開買付け以外の公開買付けへの応募や、NEC所有株式に係る議決権行使についての合意を含むが、これに限らないとのことです。）を行わず、

また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないこと。

(エ) N E C は、本競合取引について、直接又は間接を問わず、公開買付者及び日本企業成長投資以外の第三者との間で、連絡、情報提供、勧誘、検討、協議、交渉及び合意をしないこと。N E C は、公開買付者以外の第三者から本競合取引に係る勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びその詳細を通知し、対応について公開買付者と誠実に協議すること。

(オ) N E C は、本不応募契約 (N E C) に明示的に定める場合を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権 (会社法第 297 条)、株主提案権 (会社法第 303 条ないし第 305 条) その他の株主権を行使せず、また、他の当社の株主に対して、本公開買付けに応募しないこと、本自社株公開買付けに応募すること、本取引に係る議案又はその他当社が提案する議案について反対すること等、本取引の成立を妨げる行為を実施することを推奨又は誘引をしないこと。

(カ) N E C は、本不応募契約 (N E C) の締結日以降に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①当社の株主として、当該株主総会において、その時点において保有する当社株式 (N E C が、当該株主総会に係る基準日に保有しており、当該株主総会の時点では保有していない当社株式を含むとのことです。) に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利の行使について、本取引に係る議案 (本株式併合に関連する議案を含むとのことです。) に賛成し、② (i) 剰余金の配当その他の処分にに関する議案、並びに (ii) 可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債もしくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき (株主提案による場合も含むとのことです。) は、その時点において保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権その他一切の権利の行使について、当該議案に賛成しないこと。なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されなかった場合においても、N E C は、引き続き本取引の完了に向けて協力する。

ただし、(i) 公開買付期間の最終日の 5 営業日前までに、第三者により当社株式 1 株当たりの買付け等の価格を 1,700 円以上とする (以下、本「④ 本不応募契約 (N E C)」において当該要件を満たす公開買付価格を「適格対抗公開買付価格」といいます。) 公開買付け (以下、本「④ 本不応募契約 (N E C)」において「適格対抗公開買付け」といいます。) が開始され、(ii) 公開買付期間の最終日の 2 営業日前までに、公開買付者が本公開買付価格を適格対抗公開買付価格以上の金額に変更しない場合において、(iii) N E C が当該適格対抗公開買付けに応募せず、本契約で企図される本自社株公開買付けに応募することが、N E C の取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合、N E C は、(イ) ないし (エ) にかかわらず、本応募を行わず又は本応募を撤回し、N E C 所有株式の全部を当該適格対抗公開買付けに応募することができる。

その他、本不応募契約 (N E C) においては、(i) 相手方につき、本不応募契約 (N E C) に定める表明及び保証 (注) の重大な違反があった場合、(ii) 相手方につき、本不応募契約 (N E C) 上の義務の重大な違反があった場合、(iii) 公開買付者が、法令等に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除又は終了事由として規定されているとのことです。

(注) 本不応募契約 (N E C) においては、N E C は、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約

の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧当社株式の所有について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、N E Cに対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在等について表明及び保証を行っているとのことです。

⑤ 本応募契約（E Mシステムズ）

公開買付者及びE Mシステムズは、2026 年 8 月 31 日付で、本取引に関して、本応募契約（E Mシステムズ）を締結し、E Mシステムズが所有する当社株式の全て（700,000 株、所有割合：4.20％）について、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、本応募契約（E Mシステムズ）を除いて、公開買付者とE Mシステムズとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、E Mシステムズに対して本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

より具体的には、本応募契約（E Mシステムズ）において、公開買付者及びE Mシステムズは、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）E Mシステムズは、本公開買付け開始後速やかに（遅くとも、本公開買付期間の末日から 10 営業日前まで）、E Mシステムズが所有する当社株式の全てである 700,000 株（以下、本「⑤ 本応募契約（E Mシステムズ）」において「本株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること（以下、本「⑤ 本応募契約（E Mシステムズ）」において「本応募」といいます。）また、E Mシステムズは、本応募を行った場合、本応募を撤回せず、本応募の結果成立した本株式の買付けに係る契約を解除しないこと。

（イ）E Mシステムズは、本株式の全部又は一部について、本応募を除き、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募や、本株式に係る議決権行使についての合意を含むが、これに限らないとのことです。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないこと。

（ウ）E Mシステムズは、本競合取引について、直接又は間接を問わず、公開買付者及び日本企業成長投資以外の第三者との間で、連絡、情報提供、勧誘、検討、協議、交渉及び合意をしないこと。E Mシステムズは、公開買付者以外の第三者から本競合取引に係る勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びその詳細を通知し、対応について公開買付者と誠実に協議すること。

（エ）E Mシステムズは、本応募契約（E Mシステムズ）に明示的に定める場合を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条ないし第 305 条）その他の株主権を行使せず、また、他の当社の株主に対して、本公開買付けに応募しないこと、本取引に係る議案又はその他当社が提案する議案について反対すること等、本取引の成立を妨げる行為を実施することを推奨又は誘引をしないこと。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、E Mシステムズは、本株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあ

れば)を執ること。

ただし、(i) 公開買付期間の最終日の5営業日前までに、第三者により当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,700円以上とする(以下、本「⑤ 本応募契約(EMシステムズ)」において当該要件を満たす公開買付価格を「適格対抗公開買付価格」といいます。)公開買付け(ただし、買付予定数の上限の定めのないものに限るとのことです。以下、本「⑤ 本応募契約(EMシステムズ)」において「適格対抗公開買付け」といいます。)が開始され、(ii) 公開買付期間の最終日の2営業日前までに、公開買付者が本公開買付価格を適格対抗公開買付価格以上の金額に変更しない場合において、(iii) EMシステムズが当該適格対抗公開買付けに応募せず、本契約で企図される本公開買付けに応募することが、EMシステムズの取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと客観的かつ合理的に認められる場合、EMシステムズは、(ア)ないし(オ)にかかわらず、本応募を行わず又は本応募を撤回し、本株式の全部を当該適格対抗公開買付けに応募することができる。

その他、本応募契約(EMシステムズ)においては、(i) 相手方につき、本応募契約(EMシステムズ)に定める表明及び保証(注)の重大な違反があった場合、(ii) 相手方につき、本応募契約(EMシステムズ)上の義務の重大な違反があった場合、(iii) 公開買付者が、法令等に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(iv) EMシステムズが、適格対抗公開買付けに応募した場合が解除又は終了事由として規定されているとのこと。

(注) 本応募契約(EMシステムズ)においては、EMシステムズは、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧当社株式の所有について表明及び保証を行っているとのこと。また、公開買付者は、EMシステムズに対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在等について表明及び保証を行っているとのこと。

⑥ 本応募契約(日本事務器)

公開買付者及び日本事務器は、2026年8月31日付で、本取引に関して、本応募契約(日本事務器)を締結し、日本事務器が所有する当社株式の全て(283,200株、所有割合:1.70%)について、本公開買付けに応募することに合意しているとのこと。なお、本応募契約(日本事務器)を除いて、公開買付者と日本事務器との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、日本事務器に対して本公開買付けに際して付与される利益はないとのこと。

より具体的には、本応募契約(日本事務器)において、公開買付者及び日本事務器は、以下の内容を合意しているとのこと。

(ア) 日本事務器は、本公開買付け開始後速やかに(遅くとも、公開買付期間の末日から10営業日前まで)、日本事務器が所有する当社株式の全てである283,200株(以下、本「⑥ 本応募契約(日本事務器)」において「本株式」といいます。)を本公開買付けに応募すること(以下、本「⑥ 本応募契約(日本事務器)」において「本応募」といいます。)また、日本事務器は、本応募を行った場合、本応募を撤回せず、本応募の結果成立した本株式の買付けに係る契約を解除しないこと。

(イ) 日本事務器は、本株式の全部又は一部について、本応募を除き、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募や、本株式に係る議決権行使についての合意を含むが、これに限らないとのことです。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないこと。

(ウ) 日本事務器は、本競合取引について、直接又は間接を問わず、公開買付者及び日本企業成長投資以外の第三者との間で、連絡、情報提供、勧誘、検討、協議、交渉及び合意をしないこと。日本事務器は、公開買付者以外の第三者から本競合取引に係る勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びその詳細を通知し、対応について公開買付者と誠実に協議すること。

(エ) 日本事務器は、本応募契約（日本事務器）に明示的に定める場合を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条ないし第 305 条）その他の株主権を行使せず、また、他の当社の株主に対して、本公開買付けに応募しないこと、本取引に係る議案又はその他当社が提案する議案について反対すること等、本取引の成立を妨げる行為を実施することを推奨又は誘引をしないこと。

(オ) 本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、日本事務器は、本株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執ること。

その他、本応募契約（日本事務器）においては、（i）相手方につき、本応募契約（日本事務器）に定める表明及び保証（注）の重大な違反があった場合、（ii）相手方につき、本応募契約（日本事務器）上の義務の重大な違反があった場合、（iii）公開買付者が、法令等に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除又は終了事由として規定されているとのことです。

（注）本応募契約（日本事務器）においては、日本事務器は、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧当社株式の所有について表明及び保証を行っているとのことです。また、公開買付者は、日本事務器に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得・履践、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在等について表明及び保証を行っているとのことです。

以 上